広報広聴技術研究会実行委員会規約

(名称)

- 第1条 この会は、広報広聴技術研究会実行委員会(以下「委員会」という。)と称する。 (目的)
- 第2条 委員会は、本道の自治体における広報広聴技術の向上及び広報活動の奨励を図るため行う 「広報広聴技術研究会」及び「北海道広報コンクール」を円滑に実施することを目的とする。 (事業)
- 第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 広報広聴技術研究会に関すること。
 - (2) 北海道広報コンクールに関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。 (構成)
- 第4条 委員会は、北海道、北海道市長会及び北海道町村会からそれぞれ選出された別表に掲げる 職にある者をもって構成する。

(役員)

- 第5条 委員会に次の役員を置く。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 2名以内
 - (3) 監事 2名
- 2 役員は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長、副委員長及び監事は、相互に兼ねることができない。 (役員の職務)
- 第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代理する。この場合において、副委員長が2名置かれているときは、あらかじめ委員長の定める順序により、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(総会)

- 第8条 委員会に総会を置く。
- 2 総会は、委員をもって構成する。
- 3 総会は、委員長が招集する。
- 4 総会の議長は、委員長がこれに当たり、委員長が欠席した場合にあっては、委員長があらかじ め指定した副委員長がこれに当たる。
- 5 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。
 - (1) 委員会の規約の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
 - (3) 予算の決定及び決算の承認に関する事項
 - (4) その他委員会の運営上必要と委員長が認める事項
- 6 総会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 7 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、委員の所属する団体 の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該委員は、総会に 出席したものとみなす。
- 9 前3項の規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により総会を招集することができないと委員長が認めるときは、書面により総会を行うことができる。

(事務局)

- 第9条 委員会の事務を円滑に処理するため、北海道総合政策部知事室広報広聴課に事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び事務局職員を置く。
- 3 事務局長は、北海道総合政策部知事室広報広聴課広報担当課長とする。
- 4 事務局職員は、北海道、北海道市長会及び北海道町村会の職員をもって充てる。
- 5 事務局は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 総会の開催に関する業務
 - (2) 広報広聴技術研究会の開催に関する業務
 - (3) 北海道広報コンクールの開催に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が実施する事業に関する業務 (会計)
- 第10条 委員会の運営及び事業に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。
- 2 委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 委員会の会計の監査は、監事が行い、その結果を委員長に報告しなければならない。
- 4 委員長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容について、総会の議決を得なければならない。

(剰余金等の処理)

- 第 11 条 委員会は、決算において剰余金が生じた場合には、総会の議決を経てこれを処分しなければならない。
- 2 委員会は、決算において欠損金が生ずる見込みとなった場合には、総会の議決を経てこれを処理しなければならない。
- 3 委員会が解散する際に生じた剰余金又は欠損金の処理については、前2項の規定を準用する。 (事故の処理)
- 第12条 委員会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を得て、 これを処理しなければならない。

(委任)

- 第13条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。 附 則
 - この規約は、平成18年5月15日から施行する。
 - この規約は、平成21年5月20日から施行する。
 - この規約は、令和2年7月14日から施行する。
 - この規約は、令和3年3月3日から施行する。

別表 _____

北海道	総合政策部知事室広報広聴課広報担当課長
北海道市長会	事務局次長
	事務局参事
北海道町村会	常務理事
	事務局長